

畜産バイオマスエネルギー導入促進事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本県は、令和5年3月に策定した「再生可能エネルギー導入ビジョン2023」において、本県の多様で豊かな資源を最大限に活用し、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進することとしている。

しかし、畜産バイオマス資源は県内に点在し、地域におけるエネルギー需給や営農体系等の相違から事業成立条件が多種・多様であるため、具体的な事業化がなかなか進まないのが現状であり、本県としては、モデルのような事業を県内で早期に実現したいと考えている。

このため、畜産バイオマスエネルギー利用に係る情報を調査・整理し、事業者や畜産農家、耕種農家等へ提供すること等により、畜産バイオマスエネルギーの導入促進を図る。

2 委託業務の内容

上記事業目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

(1) 原料供給及び消化液活用に関する調査・整理

- ・ 畜産バイオマスを使ったバイオガス発電の事業化に向けて必要となる原料供給元及び消化液の活用先となりうる農家等に対する調査等を行う。対象は大隅地域を想定しているが、具体的な地域は協議により決定する。

【調査先候補】

- ・ 原料供給元 : 畜産農家, JA 等
- ・ 消化液活用先 : 耕種農家等

【調査項目例】

- ・ 原料供給元 : 畜産バイオマス（糞尿等）の処理状況（費用等）、バイオガス発電に対する関心 等
- ・ 消化液活用先 : 現在使用している肥料の状況（種類及び使用量、購入先・費用等）、消化液に関する理解度、消化液活用意向 等

※調査先や項目の詳細は協議により決定。

(2) 実証事業実施に向けた支援の継続

- ・ 令和3年度及び5年度に実証事業計画を作成した地域（東串良町、宇検村、徳之島町、鹿屋市、肝付町）のフォローアップを行う。なお、大隅地域を重点支援地域とする。
- ・ 事業化に向けた各地域の現状及び課題等を整理し、課題解決策の提案や事業化に向けた支援（下記【主な支援内容】を参照）を行う。
- ・ 実証事業計画を作成した市町村、事業者、JA、農家等の関係機関で設置したバイオガス事業実施に係る研究会等の支援を行う。
- ・ 隣接する自治体に対しての広域連携の具体的な検討を行う。

【主な支援内容】

（重点支援地域）

- ・ 情報収集（市町村の政策の変化やバイオガス発電導入に関する意欲の変化等）
- ・ 上記を踏まえた実証事業計画の修正
- ・ 事業化に向けた事業スキーム及び事業計画等の精査（原料確保、消化液の活用含む）
- ・ 設備導入、維持管理等に係るコスト及び採算性の試算

- ・収支計画，投資回収計画の策定及び精査
- ・事業化に向けた課題把握及び課題解決策の検討
- ・バイオガス発電実施に係る運営体制の検討
- ・設備導入等に活用可能な国の補助金等の整理等

(3) 企業等のマッチング支援

- ・畜産農家（原料の供給元），畜産バイオマス事業に関心のある企業（プラント会社含む）及び耕種農家（消化液の活用先）等の掘り起こし及び各者の検討状況やニーズを踏まえたマッチング支援を行う。対象は重点支援地域を想定しているが，具体的な地域は協議により決定する。

※マッチング支援の方法等については問わない。効果的と思われる方法で提案すること。

(4) 普及啓発

- ・（１）の調査結果をもとに，畜産バイオマスエネルギーに関心の高い農家，事業者等を対象に，勉強会や先進地視察等を実施し，畜産バイオマスエネルギーの導入促進に向けた理解の促進を図る。

(5) スケジュール

- ・（１）～（４）の業務全般に関する全体計画を作成すること。

3 履行期限

令和８年３月１１日（水）

4 実績報告

前記３の履行期限までに，以下を提出すること。

- ・業務報告書：４部（概要版を含む）
 ※概要版については，県のホームページ等で公開するため，本業務において知り得た非公表情報については含めないこと。
- ・電子媒体（業務報告書の電子データをＣＤ－Ｒに記録したもの）：１部

5 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い，協議事項について記録し，相互に確認する。各業務を円滑に実施するため，綿密な連絡をとり，適宜，協議打合せを行う。

6 委託業務の実施等

- （１）受託者は，本業務の履行にあたり，業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で，本仕様書及び関係法令，規定等を遵守し，最高の知識，知見を発揮して業務を遂行すること。
- （２）本仕様書に定めのない事項については，県エネルギー対策課と協議し，決定すること。
- （３）本仕様書はプロポーザル用であり，受託候補者とは内容を別途協議の上，契約を締結するものとし，契約内容等については，協議の中で企画提案書等の内容から変更，修正する場合がある。
- （４）委託業務に関連する書類・領収書等は，委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存するものとする。

(5) 本事業は、国の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金」を財源として実施する予定の事業であるため、事業終了後、県から求めがあった場合は、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。

7 著作権等

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）は、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

8 機密保持等

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、前記 3 の履行期間の終了後においても同様とする。

9 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと

10 検査

受託者は、成果品の引渡にあっては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。

なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

11 委託料の支払

受託者は、本県の検査の合格の通知を受けた時は、書面により請求するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

る。

(資料等の返還等)

第 10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第 11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第 13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。